

新興感染症等の拡大を防ぎ、
安心して暮らせるまちを守るために
～三鷹市新興感染症等対策行動計画～（仮称）

（素案）

令和8年3月



三鷹市

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づき
作成する『新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画』です。

目次

はじめに	- 1 -
1 新興感染症（旧：新型インフルエンザ）等対策行動計画の改定の目的	- 1 -
2 行動計画の改定概要	- 1 -
第1部 総論	- 3 -
第1章 計画の基本的な考え方	- 3 -
第2章 対策の目的	- 4 -
第3章 発生段階の考え方	- 5 -
第4章 対策実施上の留意点	- 7 -
第5章 対策の役割分担	- 10 -
第6章 新型インフルエンザ等に対応する市の実施体制	- 13 -
第7章 対策の基本項目	- 18 -
第8章 DXの推進	- 18 -
第9章 感染症対策アドバイザー等	- 19 -
第2部 各対策項目の考え方及び取組	- 20 -
第1章 実施体制	- 20 -
第1節 準備期	- 20 -
第2節 初動期	- 21 -
第3節 対応期	- 22 -
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	- 24 -
第1節 準備期	- 24 -
第2節 初動期	- 26 -
第3節 対応期	- 27 -
第3章 まん延防止	- 29 -
第1節 準備期	- 29 -
第2節 初動期	- 30 -
第3節 対応期	- 31 -
第4章 ワクチン	- 34 -
第1節 準備期	- 34 -
第2節 初動期	- 39 -
第3節 対応期	- 43 -
第5章 保健	- 47 -
第1節 準備期	- 47 -
第2節 初動期	- 48 -
第3節 対応期	- 48 -

第6章 物資	- 50 -
第1節 準備期	- 50 -
第2節 初動期	- 51 -
第3節 対応期	- 51 -
第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保	- 52 -
第1節 準備期	- 52 -
第2節 初動期	- 53 -
第3節 対応期	- 54 -

はじめに

1 新興感染症（旧：新型インフルエンザ）等対策行動計画の改定の目的

三鷹市（以下「市」という。）では、これまで市民の生命と健康を守るため、新型インフルエンザ等¹への対策をはじめとして、市民の健康の維持・向上に努めてきた。令和2年1月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、市民の生命及び健康が脅かされ、経済や暮らしなど社会全般に重大な影響がもたらされた。この未曾有の感染症危機において、市は、東京都（以下「都」という。）や保健所、近隣自治体と連携し、専門家の知見も活用しながら効果的な対策を講ずるとともに、市民・医療従事者、事業者、各団体等の尽力により、何度も感染の波を乗り越えてきた。

今回の新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）の改定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）等の改正並びに国及び都が改定を行った行動計画に的確に対応するとともに、新型コロナへの対応で得られた知見や経験を踏まえ、新たな感染症が発生した際にも、持続可能なまちの実現を目指すものである。本行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、新たな感染症の発生時には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ確実に必要な対策を実施し、市民の生命及び健康の維持、市民生活や地域経済に及ぼす影響を最小限とするため、本行動計画を改定するものである。

2 行動計画の改定概要

市では、平成21年10月に「三鷹市新型インフルエンザ（強毒型）対策行動計画」を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。平成25年4月の特措法の施行により、平成25年4月13日に「三鷹市新型インフルエンザ等対策本部条例（以下「条例」という。）」を、同年4月16日には「三鷹市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（以下「施行規則」という。）」を施行し、三鷹市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）に関し必要な事項を定めた。新型インフルエンザ等の脅威から市民の健康を守り、安全安心を確保する必要があることから、国、都の行

¹ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号

動計画と整合性を保ちつつ、平成26年12月には「三鷹市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、市民生活の安全・安心の確保を図ってきた。市行動計画は、特措法に基づき、市の新型インフルエンザ等対策に関する基本方針及び市が実施する措置等を示すとともに、新型インフルエンザ等の感染症への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、様々な状況に対応できるよう、東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「都行動計画」という。）に準じて、市の対策の基本的な方針を示すものである。

令和6年7月には「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が抜本改定となり、都においても令和7年5月に都行動計画の改定が行われたことから、市行動計画の抜本的な改定を行うものである。対象とする疾患についても、新型インフルエンザや新型コロナ等だけでなく、その他の幅広い呼吸器感染症をも念頭に置くこととした上で、記載を3期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の取組を充実させている。

また、新型コロナへの対応で課題となった項目を独立させるなど、対策項目を政府行動計画に合わせた7項目へ拡充し、記載の充実を図る。感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチンや治療薬の開発・実用化に応じた対策の機動的な切替えについても明確化する。さらに、感染症に係る緊急事態に際して、速やかに事態を把握し、緊急かつ総合的な対応を行うため、市の初動対応についても本行動計画において明らかにする。

なお、市行動計画は、国及び都の新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見や新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、必要に応じ適宜変更を行うものとする。

市では、国や都の方針を踏まえながら、これまで新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき関係機関と連携し、新興感染症対策に取り組んできた。

本計画の改定では、これまでの経験や新たな知見を踏まえ、対象となる感染症が新型インフルエンザに限らず、将来、発生・まん延が懸念される感染症等にも広がったことなどから、より実践的で分かりやすい計画とするため、計画名称をこれまでの「三鷹市新型インフルエンザ等対策行動計画」から、

「新興感染症等の拡大を防ぎ、安心して暮らせるまちを守るために

～三鷹市新興感染症等対策行動計画～（仮称）」とする。

第1部 総論

第1章 計画の基本的な考え方

1 法令上の根拠

この計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する新型インフルエンザ等対策の実施に関する行動計画である。

2 対象とする感染症

本計画名称における新興感染症等とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に規定するもので以下のものをいい、本計画文中では「新型インフルエンザ等」と表記する。

なお、感染症発生動向調査の一環として、厚生労働省が令和7年から開始した急性呼吸器感染症（Acute Respiratory Infection: ARI）サーベイランス（5類感染症・定点把握）を活用し、下記以外の感染症の流行状況の把握にも努める。

- (1) 新型インフルエンザ等感染症²
- (2) 指定感染症³（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- (3) 新感染症⁴（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

3 計画の基本的考え方

市行動計画は、政府行動計画及び都行動計画との整合性を保ち、市における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や対策を示し、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性の強弱等の様々な状況下で弾力的に対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

また、国、都、指定（地方）公共機関、医療機関等、事業者及び市民の役割を示し、新型インフルエンザ等の対策が緊密に連携して推進されるよう図るものである。

4 計画の推進

市行動計画には、新型インフルエンザ等に関する科学的な知見を取り入れて

² 感染症法第6条第7項

³ 感染症法第6条第8項

⁴ 感染症法第6条第9項

いく。また、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から教育・訓練・啓発の実施などを通して対応能力を高め、計画を検証し、必要に応じて修正を行っていくこととする。

5 計画の改定

市行動計画は、都行動計画の見直し等を踏まえ、適時適切に変更を行うものとする。

第2章 対策の目的

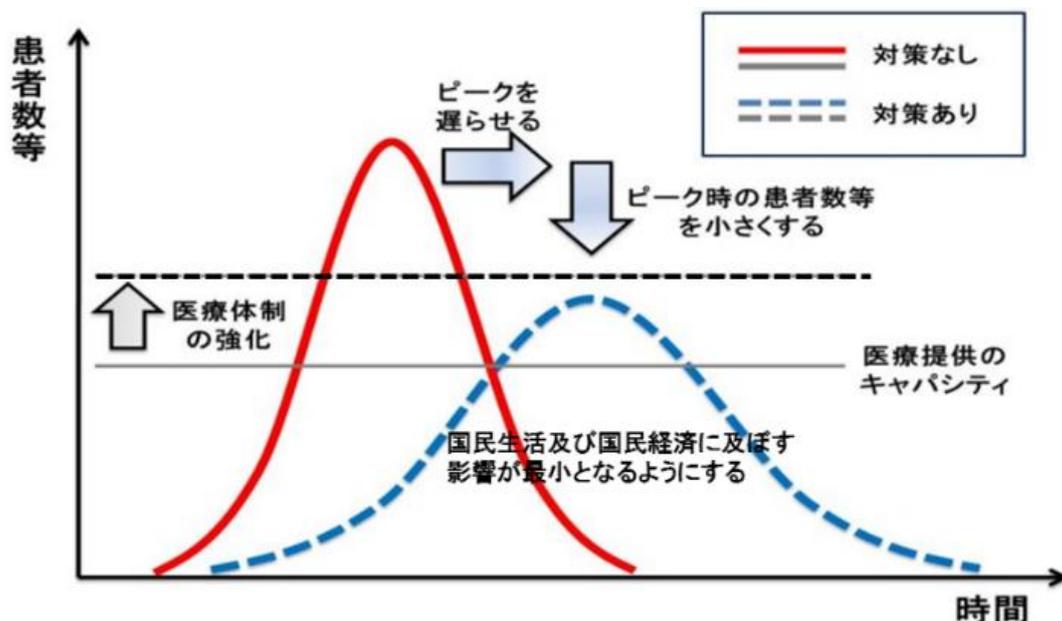
新型インフルエンザ等の新たな感染症は、ほとんどの人が新型の病原体に対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり健康被害及びこれに伴って大きな社会的影響をもたらすことが懸念されている。長期的には、市民の多くが罹患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合に、医療提供能力を超える事態が想定される。そのような事態を回避するため、感染拡大を可能な限り抑制することが必要である。

また、多くの市民が罹患することにより社会経済活動に大きな影響を与えることとなる。こうしたことから、感染拡大の抑制、市民の生命及び健康の保護並びに市民生活及び地域経済に及ぼす影響の最小化を図るため対策を講ずることとする。

1 感染拡大の抑制、市民の生命及び健康の保護

- (1) 感染拡大の速度を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や治療薬・ワクチン製造等のための時間を確保する。
- (2) 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、迅速かつ効率的な医療提供体制の強化を図ることで、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- (3) 適切な医療等の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

〈対策の効果 概念〉



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）

2 市民生活及び地域活動に及ぼす影響の最小化

- (1) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替えを円滑に行うことにより、新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置による市民生活及び地域経済への影響を軽減する。
- (2) 市民生活及び地域経済の安定を確保する。
- (3) 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- (4) 事業継続計画（BCP）⁵の作成・実施等により、医療業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

第3章 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生の状況に応じて講ずるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、政府及び都行動計画と整合を図り、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）とに大きく分け

⁵ 感染症のまん延や自然災害、大火災などの緊急事態に遭遇した場合において、損害を最小限にとどめつつ、事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

た構成とする。

1 各段階の概要

(1) 準備期

新型インフルエンザ等の発生前の段階では、地域における医療提供体制の整備や市民に対する啓発、業務継続計画等の策定、DXの推進や人財育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。

(2) 初動期

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

(3) 対応期

対応期については、封じ込めを念頭に対応する時期、病原体の性状等に応じて対応する時期、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の4つに分けられ、それぞれの時期において柔軟に対応する。

<発生段階及び各段階の概要>

段階	区分の説明	概要
準備期	発生前の段階	・水際対策の実施体制の構築、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の研究開発及び供給体制の整備に関する情報収集、市民に対する啓発や市・事業所による事業継続計画等の策定、DXの推進や人財育成、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
初動期	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	・感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
対応期	封じ込めを念頭に対応する時期	・政府対策本部の設置後、都内・市内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザ等であることが判明した場合は、抗インフルエンザウイ

対応期		ルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意。
	病原体の性状等に応じて対応する時期	・感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	・ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化される必要が生じる可能性も考慮する。）。
	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	・最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることににより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

第4章 対策実施上の留意点

市は、国、都、指定（地方）公共機関及び関係機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の発生に備え、又はその発生した時に、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施するとともに、市内で関係機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。この場合において、次の点に留意する。

1 平時の備えの整理や拡充

- (1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理
 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。
- (2) 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動体制の整備
 初動対応については、未知の感染症や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々な状況を想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後、速やかに初動対応ができるよう体制整備を進める。
- (3) 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善
 感染症危機は起こり得るものであることを関係者や市民等に周知するとともに、感染症危機への備えを万全とするために、多様な状況を想定し訓練等の実施を通じて平時の備えについて点検や改善を図る。
- (4) 医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーション等の備え

有事の際に速やかな対応が可能となるよう、医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

(5) DXの推進や人財育成

デジタル技術を活用した市民等への情報提供や関係機関との円滑な情報共有等のため、DXの推進を図るとともに、平時から感染症の知見を有する人財の育成を進める。

2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

(1) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

(2) 医療提供体制と市民生活及び地域経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

(3) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

(4) 対策項目ごとの時期区分の設定

(5) 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

3 基本的人権の尊重⁶

市は、新型インフルエンザ等への対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、当該新型インフルエンザ等への対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民に対してその意義や必要性等を十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗(ひぼう)中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人権の保護や士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より大きな影響を受ける可能性がある社会的弱者への配慮について留意するなど、感染症危機においても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

⁶ 市では、「人権を尊重するまち三鷹条例」を策定し、基本理念として「一人ひとりが、それぞれの違いを認識し、理解し、自己と他者の人権に対する意識を高め、全ての市民が不当な差別を受けることなく暮らせるまちを実現する。」ことを定めている。

4 危機管理としての特措法の性格への留意

特措法は、新型インフルエンザ等が発生し、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があるため、危機管理を主眼において、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策の有効性などにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得る。このため、新型インフルエンザ等の発生状況に応じた柔軟な対応を行う必要がある。

5 関係機関相互の連携・協力の確保

市対策本部と都対策本部とは、相互に緊密な連携を図りつつ、総合的に対策を推進する。市新型インフルエンザ等対策本部長（以下「市対策本部長」という。）から都新型インフルエンザ等対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請をする場合には、相互に連携・協力し、速やかに所要の総合調整を行う。また、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、近隣自治体及び関係行政機関、指定（地方）公共機関などとの情報共有及び連携が重要であるため、新型インフルエンザ等の発生段階別に、相互協力しながら対策を推進する。

6 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

7 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化や避難所施設等の確保に関する調整並びに自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制の整備等を行う。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

8 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した際は、対応を検証して教訓を得るため、市対策本部における対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。なお、記録の公表に際しては、個人情報保護法等の関係法令に留意する。

第5章 対策の役割分担

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会・経済への影響を最小限にするためには、国、都、市、医療機関・薬局、事業者、市民等、各主体が一体となって感染拡大防止に努めるとともに、市民生活及び地域経済を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もが罹患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

1 基本的な責務

(1) 国

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する⁷。

また、国は世界保健機関（WHO）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める⁸とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める⁹。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議¹⁰及び同会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議¹¹の枠組みを通じ、政府一体とな

⁷ 特措法第3条第1項

⁸ 特措法第3条第2項

⁹ 特措法第3条第3項

¹⁰ 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」（平成23年9月20日閣議口頭了解）に基づき開催

¹¹ 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」（平成16年3月2日関係省庁申合せ）に基づき開催

った取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 都

都は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人財派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備するほか、民間検査機関又は医療機関等と検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、検査体制、宿泊療養等の実施体制並びに保健所の対応能力の確保について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

(3) 市

市は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、都や近隣の市区町村と緊密な連携を図る。

平時には、市行動計画に基づき、医療機関等との連携体制の強化及び関係機関との調整など、対策を推進する。

発生時には、国の基本的対処方針に基づき、感染拡大の抑制、市民への予防接種や生活支援など、市行動計画で定めた対策を、関係機関と連携して的確かつ迅速に実施し、市内の関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(4) 医療機関

医療機関は、平時には新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染防止対策や必要となる医薬品・医療資器材の確保等の準備、診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を推進する。

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、都と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、地域の他の医療機関や市や都など関係機関と連携しながら、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材派遣など、診療体制の強化を含め、発生状況に応じた医療等を提供するよう努める。

(5) 指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法第3条第5項に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

(7) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(8) 市民

市民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、感染症の流行状況等を踏まえ、平素からの健康管理に加え、基本的な感

染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第6章 新型インフルエンザ等に対応する市の実施体制

平時には企画部、総務部、防災安全部、健康福祉部による情報収集、連絡調整、協議を行い、新型インフルエンザ等への対策を推進する。発生時の体制は、国が政府対策本部を設置及び都が都対策本部を設置した場合、市は、情報収集及び市対策本部の立ち上げに向けて準備を行う。政府対策本部長が緊急事態宣言を行った時点で、特措法に基づく市対策本部と位置付けることとする。

なお、新型インフルエンザ等対策会議の構成等については、三鷹市経営本部規則に定める経営会議に準ずるものとする。

市対策本部については、特措法で定められたもののほか条例及び施行規則に基づき全庁をあげた実施体制を整備し、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。対策を実行する際には、必要に応じて医療関係者等の専門家の意見を聴取することができる体制を整備する。

条例に基づき市対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態措置に関し必要があると認めるときは、都本部長に対して必要な要請をする。

市対策本部は、市内に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどることとする。

1 市対策本部の構成

(1) 組織及び職員

ア 本部長は市長をもって充て、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

イ 副本部長は副市長及び教育長をもって充て、本部長を補佐し対策本部の事務を整理するほか、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

ウ 本部員は、三鷹市職員定数条例（昭和42年三鷹市条例第25号）第2条第1項に規定する職員のうち部長及びこれに相当する職にある者（ただ

- し、市長が特に認める者を除く。)並びに三鷹消防署長又はその指名する消防吏員をもって充て、本部長の命を受け本部の事務に従事する。
- エ 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができ、市職員のうちから市長が任命する。
- (2) 部
本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。
- (3) 本部会議
本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ対策本部の会議を招集する。
- (4) 対策本部の事務局
対策本部の事務を処理するため、対策本部に事務局（健康福祉部）を置く。
事務局長は健康福祉部長、事務局次長は企画部長、総務部長及び防災安全部長とし、幹事は必要に応じて市長が任命する。

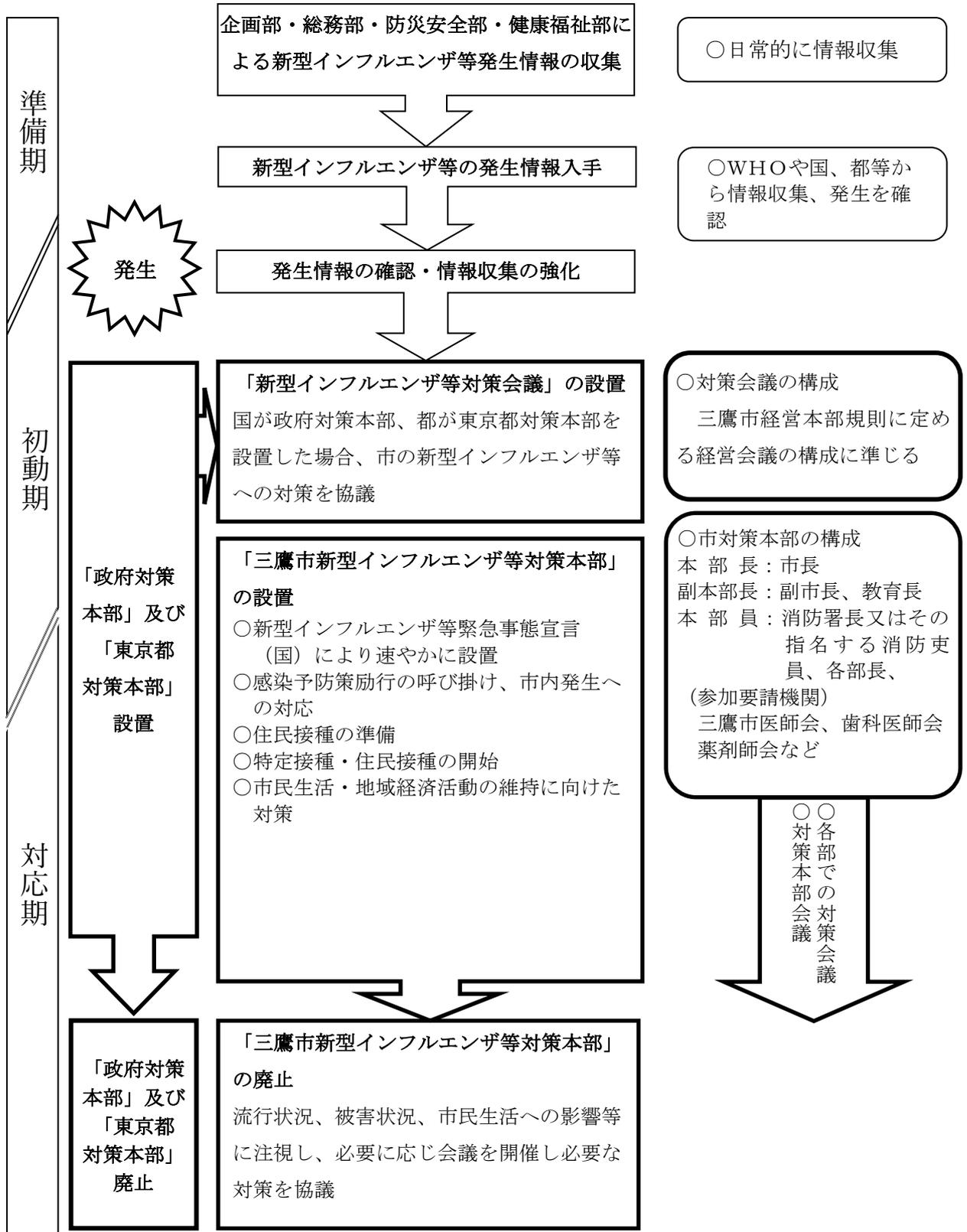
各部の主な役割

担当部署	主な役割
企画部	<ul style="list-style-type: none"> ・各部の連絡調整に関する事 ・緊急時の予算措置に関する事 ・報道機関への対応に関する事 ・広報など情報提供に関する事 ・情報の伝達及び処理に関する事 ・新型インフルエンザ等対策会議の設置・運営支援に関する事 ・新型インフルエンザ等対策本部の設置・運営支援に関する事 ・情報システムの維持に関する事 ・在住外国人関係団体等との連絡調整に関する事 ・国・都・他自治体との連携に関する事
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員の感染予防・サービス・罹患状況に関する事 ・市職員の予防接種（特定接種）の実施に関する事 ・市所有の車両の活用に関する事 ・市職員の応援体制に関する事
防災安全部	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の安全・安心に関する事 ・市全体の事業継続に関する事
市民部	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍などの届出窓口の確保に関する事

	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬、埋葬の許可に関する事 ・遺体安置所の設置、運用に関する事
生活環境部 (農業委員会 事務局含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・食料、生活必需品の安定的供給の確保に関する事 ・生活関連物資等に関する情報収集・要請に関する事 ・商工関係団体等との連絡及び対策に関する事 ・町会、自治会等との連絡調整に関する事 ・ごみの排出抑制に関する事 ・ごみの収集に関する事
スポーツと文化部	<ul style="list-style-type: none"> ・文化施設、生涯学習施設、スポーツ施設等の感染予防に関する事
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関する事 ・新型インフルエンザ等の感染予防の広報に関する事 ・新型インフルエンザ等対策会議の設置・運営に関する事 ・新型インフルエンザ等対策本部の設置・運営に関する事 ・国・都・他自治体との連絡調整に関する事 ・コールセンター等における新型インフルエンザ等への健康相談に関する事（子ども政策部子ども家庭課母子保健係含む。） ・市内の医療機関等及び関係機関との連絡調整に関する事 ・特定接種及び住民接種の実施に関する事 ・社会福祉施設利用者の感染状況の把握に関する事 ・社会福祉施設の感染予防に関する事 ・在宅の高齢者・障がい者など要援護者支援に関する事 ・医療体制の確保に関する事
子ども政策部	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園、幼稚園、その他子ども・子育て支援施設等における感染予防に関する事 ・保育園、幼稚園、その他子ども・子育て支援施設等における感染状況の把握に関する事 ・保育園、幼稚園、その他子ども・子育て支援施設等の休園措置に関する事
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道の維持に関する事 ・公園等の安全確保に関する事
都市再生部	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバス等公共交通機関への注意喚起に関する事
会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・現金の出納、保管に関する事
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・議会への情報提供及び連絡調整に関する事

<p>教育委員会事務局 教育部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育センター、図書館の感染予防に関すること ・市内小・中学校・学童保育所の感染予防に関すること ・市内小・中学校・学童保育所の感染状況の把握に関すること ・市内小・中学校・学童保育所の休校（所）措置に関すること
<p>選挙管理委員会 事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙管理委員会への情報提供及び連絡調整に関すること
<p>監査事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他部署の応援に関すること

＜新型インフルエンザ等対策における危機管理体制＞



第7章 対策の基本項目

政府行動計画及び都行動計画では、新型インフルエンザ等の対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国（都）民の生命及び健康を保護する」こと及び「国（都）民生活及び経済活動に及ぼす影響が最少となるようにする」ことを達成するために具体的な対策を定めている。

市行動計画においても政府行動計画及び都行動計画と整合性を図り、以下の7項目を主要な対策として位置付ける。

- 1 実施体制
- 2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- 3 まん延防止
- 4 ワクチン
- 5 保健
- 6 物資
- 7 市民生活及び地域経済の安定の確保

第8章 DXの推進

新型インフルエンザ等の発生時においては、感染状況や医療提供体制等が刻々と変化する中で、迅速かつ的確な意思決定と、市民への正確で分かりやすい情報提供が求められる。そのため、平時からデジタル技術を活用した業務改革（DX）を推進し、危機対応力の強化を図る。

1 情報収集・共有の高度化

感染症の発生状況、医療・検査体制、物資の確保状況等について、庁内外の関係機関と迅速かつ円滑に情報を共有できるよう、デジタルツールの活用を推進する。

国、都及び医療機関等から提供される情報を効率的に集約・可視化し、状況把握や分析に活用することで、的確な対策判断につなげる。

2 市民への情報発信の強化

市民が必要とする情報を的確に届けるため、市公式ホームページ、市公式SNS等のデジタル媒体を活用した情報発信体制を整備する。

また、デジタルに不慣れな市民への配慮を行いつつ、分かりやすい表現や視覚的な工夫を取り入れ、安心につながる情報提供に努める。

3 業務のデジタル化による継続性の確保

感染拡大時においても行政機能を安定的に維持するため、申請・届出等のオンライン化や、内部事務のデジタル化を進める。あわせて、テレワークや分散勤務など柔軟な働き方を可能とする環境整備を行い、職員の安全確保と業務継続性の両立を図る。

4 データ活用による政策立案・評価

感染状況や対策の実施状況に関するデータを適切に管理・分析し、対策の効果検証や見直しに活用する。科学的根拠に基づく政策立案（EBPM）の推進と、状況に応じた機動的な対応を可能とする。

5 情報セキュリティ及び個人情報保護への配慮

DXの推進に当たっては、情報セキュリティ対策及び個人情報の適正な取扱いを徹底する。関係法令やガイドラインを遵守し、市における情報セキュリティマネジメントシステムの運用を順守し、市民の信頼を確保しながら、安全・安心なデジタル活用を進める。

第9章 感染症対策アドバイザー等

新型インフルエンザ等の感染症発生時に迅速かつ的確な対策を実施するためには、感染症に関する専門的知見が求められることから、三鷹市感染症対策アドバイザーによる助言を受ける体制を整備し、感染拡大防止に関する施策検討を始め、公共施設の利用や各種イベント等の実施に当たり助言を受け、具体的な対策を講じることとする。

また、医師会及び市内病院等感染症に関する知見を有する機関との連携を強化し、まん延防止やワクチン接種等に関する対策を講じることとする。

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、全国的な危機管理の問題として取り組む必要がある。

市においては、新型インフルエンザ等の新たな感染症の発生前から、全庁一体的な取組を推進するとともに、国、都及び関係機関と相互の連携を強化する。

令和2(2020)～5(2023)年の市の主な対応及び取組
<ul style="list-style-type: none">・三鷹市新型コロナウイルス感染症対策本部設置(R2.2)による推進体制の強化・三鷹市新型コロナウイルスワクチン接種実施本部設置(R3.1)による接種体制の整備・三鷹市感染症対策アドバイザー(R3.5 就任)の助言による感染症対策の点検

第1節 準備期

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が一丸となって取組を推進することが重要である。そのため、平時から公益社団法人三鷹市医師会（以下「医師会」という。）等の関係機関と連携体制を構築する必要がある。

また、政府行動計画や都行動計画の変更などがあつた場合は、適宜内容を見直すとともに、その内容を踏まえ、必要に応じて情報共有を行い、訓練等につなげる必要がある。

令和6(2024)年以降の取組
<ul style="list-style-type: none">・保健所との人事交流派遣による感染症対応の人財育成と保健所との連携強化（R6～）。・地域医療の確保等に向けて市内病院に対する支援を実施（R7）

1 市行動計画の見直し

市は、政府行動計画及び都行動計画に基づき、必要に応じて新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画を見直していく。新型インフルエンザ等の対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められることから、見直しの際は、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者等から意見を聴きながら対策を検討する。

2 実践的な訓練の実施

市は、市行動計画の内容を踏まえ、実効性のあるものとするため、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

3 市行動計画等の作成や体制整備・強化

(1) 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために、必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、事業継続計画（BCP）を作成・変更する。

(2) 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の育成等を行う。

4 国、都及び関係機関等との連携強化

(1) 市は、国や都、市内五師会、警察署及び消防署などの関係機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。

(2) 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国や都をはじめ、地域の医療機関や市内五師会などの関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築するとともに、医療機関等の各施設の機能に応じた役割分担について検討する。

(3) 感染症対策については、感染症アドバイザーからの助言を受けて具体的な対策について検討を行う。

(4) 保健所との人事交流により、人財育成を図るとともに関係強化を図る。

第2節 初動期

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合には、事態を的確に把握し、市民の生命及び健康を保護するため、早期から迅速に対応を行う必要がある。そのため、準備期における取組等を基礎として、関係機関との対策の実施体制を強化し、対応を行う。

1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

(1) 市は、新型インフルエンザ等の関連情報についてWHOや国、都及び厚生労働省検疫所等から収集し庁内で共有するとともに、必要に応じて市民等へ発信する。

(2) 市は、より迅速な対応を図るため、必要となる体制等について検討を行う。

(3) 国及び都が対策本部を設置した場合において、市は、対策本部の設置を

検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

(4) 市は、必要に応じて必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

(5) 市は、医師会等と新型インフルエンザ等の関連情報について情報共有を図るとともに、まん延防止やワクチン接種等に向けて、定期的に協議を行うなど、迅速に対応できる体制を確保する。

2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、必要となる予算を迅速に確保し、速やかに対策を実施する。また、必要に応じて国の財政支援の活用も踏まえ、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

第3節 対応期

新型インフルエンザ等の発生においては、病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、持続可能な実施体制を構築することが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活と地域経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、状況に応じて見直すとともに、特に医療のひっ迫や病原体の変異及びワクチンや治療薬等の開発などの大きな状況の変化があった場合は、柔軟かつ機動的に対策を切り替え、可能な限り影響を最小限にすることを念頭に感染症危機に対応する必要がある。

1 基本となる実施体制の在り方

市対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

2 対策の実施体制

(1) 市は、感染症の特徴に関する情報、感染状況や医療提供体制のひっ迫状況、市民生活や地域経済に関する情報等に基づき、適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。

(2) 市は、情報を集約し一元的に把握する体制を整備するとともに、保健所や医師会と連携し、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等の対策を実施する。

(3) 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。

3 職員の応援への対応

- (1) 市は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、都に対し、特定新型インフルエンザ等対策¹²の事務の代行を要請する。
- (2) 市は、市内に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、都又は他自治体に対して応援を求めるものとする。

4 必要な財政上の措置

市は、引き続き国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

5 緊急事態宣言の手続

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。
市は、市内に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

6 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

市は、政府及び都対策本部が廃止されたときは、市における対応完了後、市対策本部を廃止する。

¹² 特措法第2条第2号の2

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション¹³

感染症危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、都、市、医療機関等、事業者及び市民の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、各発生段階において、正確で迅速な情報提供、共有及びリスクコミュニケーションを行うことが重要である。その中で、SNSやAI技術等の進展・普及に伴い、市民等が情報の発信・拡散を容易に行えるようになり、偽・誤情報の流布や、さらに、SNS等によって増幅されるインフォデミック¹⁴の問題が生じやすい状況になっている。そのため、表現の自由に十分配慮しつつ、偏見・差別等や偽・誤情報への対応を含めた、各種対策を効果的に行う必要がある。

令和2(2020)～5(2023)年の市の主な対応及び取組

- ・三鷹市新型コロナウイルス感染症対策連絡会議(R2.2.7)
- ・適時適切な情報提供と相談体制の整備
- ・三鷹市自宅療養者相談支援センター設置(R3.10.1)。自宅療養者へ市独自の食料品・日用品等配送と相談を実施

第1節 準備期

市は、新型インフルエンザ等の感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、市民等が感染症に関するリテラシーを高めるとともに、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発に努め、市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る必要がある。

また、感染症危機において、対策を効果的に行うためには、国、都、市、医療機関、事業者及び市民とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要であることから、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、状況に応じた情報提供や共有の手段など、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、対応することができるよう体制を整備する必要がある。

1 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

¹³ リスクコミュニケーションとは、個人、機関、集団間での情報や意見のやり取りを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念

¹⁴ インフォデミック（英：infodemic）とは、ソーシャルメディアなどを通じて、不確かな情報と正確な情報が急激に拡散される現象のこと。

(1) 感染症に関する情報提供・共有

ア 市は、新型インフルエンザ等についての正しい知識と適切な予防策について周知を図り、市民一人ひとりの感染予防策が習慣化されるよう、平時から情報提供や健康教育を実施する。

イ 新型インフルエンザ等の発生時においては、特に医療機関等の関係機関との連携が重要であることから、平時から医師会等と連携し情報共有を図るほか、保健所や医療機関等と連携し平時から情報の共有を図る。情報共有に当たっては、迅速かつ的確に行えるよう個人情報保護に留意しつつデジタル技術の活用を図る。

ウ 感染症に関して科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等があることを踏まえつつ、科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正確な情報を入手できるよう適切に対処するほか、偏見や差別等につながることはないよう、正しい知識等が情報の受取手に適切に伝わるよう留意しながら啓発を行う。

(2) 情報集約体制の整備

ア 市は、発生前から、情報収集・提供体制を整備し、国及び都が発信する情報を入手することに努め、庁内の関係部署間での情報共有体制について整備する。

収集した情報について、保健所との連携の下、市民が混乱しないように必要な情報を集約して、一元的かつ的確に提供できるよう体制を整える。

イ 市は、必要に応じて訓練を実施するなど、情報集約体制の整備に努める。

ウ 新型インフルエンザ等の対策においては、医療機関等との連携を行うとともに、広域的な連携体制の構築が必要であることから、平時から医師会など市内医療機関と情報共有や意見交換を行うほか、都や保健所、近隣市区町村等と連携を行い協力体制の構築を図る。

2 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

(1) 感染対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等を整理する。

また、広報窓口の設置などにより、市民が正しい情報を得て、風評被害

にさらされないようにする管理体制を構築する。

- (2) 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、国の要請を受けて、相談窓口やコールセンター等を設置する準備を進める。

第2節 初動期

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特徴や対策等について、状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

新型インフルエンザ等の発生当初は、医療機関も含めて情報が少なく、市民からの問い合わせ等に対応することが困難な事例もあることから、窓口を一本化するなど、情報の集約も重要である。市民にとっては、都と市の役割が明確でないことも想定されるため、関係機関との協力体制や連携のあり方を整理して対応することが求められる。

1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- (1) 市内や都内における感染状況、予防策及び発生段階に応じた適切な医療機関の受診方法などについて、市民に対し出来る限り迅速に情報提供する。
- (2) 情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が市民にとって千差万別であることから、高齢者、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、受け取り手に応じた情報提供を行うため、広報をはじめ、ホームページ、安全安心メール、SNS等の様々な媒体を用いて、理解しやすい内容で情報提供を行う。
- (3) 市は、国及び都から示される感染症の発生状況等に関する公表基準等に基づき、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。また、発生時の情報提供に際しては、個人の人権の保護に配慮し、感染者への偏見・差別や、感染が確認された地域への風評被害が起きないように十分留意する。
- (4) 収集した情報については、医師会等の関係機関と連携し、専門家の意見も踏まえながら情報発信や対応を行う。
- (5) 市は、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察等に関して、都から協力を求められた場合、協力する。

2 双方向のコミュニケーションの実施

- (1) 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、市民や関係者の理解や協力を得ながら実行することが重要であることから、一方向の情報提供だけで

なく、窓口やメール等で寄せられた意見等の内容を集約・分析するなど、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。

(2) 市は、国からの要請を受けて、相談窓口やコールセンター等を設置する。

第3節 対応期

新型インフルエンザ等の感染症対策を進めるに当たり、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明と対応が求められる。

市は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して都から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなども想定される。

そのため、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市民に対して必要な情報提供・共有を行う必要がある。

1 市民等への情報提供・共有

(1) 市は、発生段階や政府の緊急事態宣言等に応じて情報発信を行い、予防策の徹底などを呼び掛ける。

(2) 市は、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速にわかりやすく提供・共有する。

(3) 市は、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を活用し、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況や感染拡大防止措置等の対策等について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

(4) 市は、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、外国人、障がい者など情報が届きにくい人がいることにも配慮し、様々な方法を活用して受取手に応じた情報提供を行い、理解しやすい内容や方法で情報提供・共有を行う。

(5) 市は、初動期から引き続き、個人情報やプライバシーの保護、個人の人権の保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。感染者への誹謗・中傷やその他新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見や差別等が生まれないよう、その状況等を踏まえつつ、情報の受取手に適切に伝わるよう留意しながら情報提供・共有を行う。また、感染が確認された地域への風評被害が起きないように十分留意する。

(6) 市は、相談機能を補完する役割として、必要に応じて専任職員の配置や

臨時窓口等体制の整備をするなど、効果的かつきめ細やかな対応を図る。

(7) 市は、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察等に関して、都から協力を求められた場合、引き続き協力する。

2 双方向のコミュニケーションの実施

(1) 市は、初動期から引き続き、一方的な情報提供だけでなく、寄せられた意見等を集約し、情報の受取手の反応や関心を把握するなど、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、対応に当たっては、より効果的な方法を検討する。

(2) 市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。

第3章 まん延防止

新型インフルエンザ等による健康被害や市民生活等の混乱をできるだけ小さくするためには、医療機関の負荷を軽減し、必要な医療を受けられない人を出さないことが重要で、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の個人レベルでできる基本的な感染対策も含めて、状況に応じて行政が介入し適切な措置を講じることにより、できるだけ流行のピークを遅らせることや急な患者数増加を抑制することが有効であり求められる。

感染拡大防止策によって流行のピークを遅らせることは、患者の急増による医療機関の負荷の軽減だけでなく、ワクチンの供給にかかるまでの時間をかせぐ効果がある。これにより、新型インフルエンザ等に罹患する前に予防接種を受けられる人が増え、結果として、入院等を必要とする重症患者や死亡者が減少することが期待できる。

さらに、感染拡大防止策による患者数の急増の抑制は、市民生活に欠かせない警察、消防、食料、生活必需品の生産、流通、公共交通等の従業員の欠勤率を低下させ、これらの業種の機能低下を抑えることにつながることから、健康被害の軽減のみならず市民生活の安定にとっても、感染拡大防止策の果たす役割は非常に大きい。

令和2(2020)～5(2023)年の市の主な対応及び取組

- ・小中学校の臨時休校期間中、校庭の利用や学校の給食室を活用した昼食の提供等、小中学校、保育園等、高齢者・障がい者施設、医療機関の感染防止対策、支援等
- ・感染拡大時における施設の休館・各種イベント実施の取扱いを公表
- ・三鷹市PCRセンターの設置(R2.6)と運営

第1節 準備期

新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命及び健康を保護するためには、市民一人ひとりの感染対策への協力が重要である。そのため、平時より新型インフルエンザ等の対策や感染防止対策の必要性について周知を行い、理解促進に取り組む必要がある。

- 1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等
 - (1) 市は、市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の感染症拡大防止対策の内容やその意義について、周知を行う。
 - (2) 市は、医師会等の関係機関と連携しながら、換気、マスク着用等の咳エチ

ケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策から、自らの感染が疑われる場合には都の相談センター等に連絡して指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、発熱外来の受診方法等の有事の対応等について、平時から正確な知識の普及や理解促進を図る。

- (3) 医師会や保健所、北多摩南部医療圏を構成する市（武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市）において、平時から情報共有・連携体制の構築を図る。
- (4) 新たな感染症の発生等の際には、マスクや消毒用アルコールなどの急激な需要が想定されることから、平時より、市民一人ひとりの備蓄を呼び掛けるほか、必要量の確保・定期的な入替を行う。

第2節 初動期

ウイルスは極めて微細であり完全に防御することは困難だが、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等個人でできる基本的な感染対策を行うことで、新型インフルエンザ等の感染予防に効果がある。

感染症の拡大は、感染した人から複数の人に感染するという流れの連鎖により生みだされることから、感染した人が他人へ感染させないことが重要である。そのため、感染者と非感染者の接触機会が無ければ、他人に感染することを物理的に防ぐことができる。

対策としては、個人レベルでできる小さな対策から、施設の使用制限や不要不急の外出自粛要請や命令などといった法令に基づいた大きな対策までであるため、状況に応じて対策を進める必要がある。

1 まん延防止対策の準備

- (1) 流行状況を問わず、広報、市ホームページなどにより、市民一人ひとりが日頃から換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策を習慣づけるよう働きかけを行う。
- (2) 感染者は治癒するまでの間、極力、仕事を休むなどして外出を自粛し、事業者は、事業所内での集団感染を防止するため、感染した従業員を休ませるなどの措置を講ずることが望ましい。市は、これらについて、広報や市ホームページなどにより協力の呼びかけを行う。
- (3) 市は、不安な方や受診先の案内が必要な方、症例定義に該当する有症状者等は、都の相談センターに相談するよう、市民へ周知を行う。
- (4) 市は、国や都からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

2 学校、保育所等の施設における感染防止対策

- (1) 多くの人が集まる場所は、一人の感染者から多数の人へ感染する集団発生が起こる危険性が高く、その後の地域の大流行に発展することが多い。そのため、施設内に感染者が出ていない時期から、施設利用者に対し、日頃から基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）を呼びかけるとともに、体温測定等の健康管理を併せて行い、症例定義に該当する有症状者等に対しては、医療機関を早期に受診させ、必要に応じて休ませるなどの措置をとるほか、接触者の健康管理に努める。
- (2) 学校、保育園等での集団感染は地域の大流行に発展する機会が多いことから、集団感染や複数の感染者が同じ集団内に発生した場合は、臨時休校（園）等の措置を図るとともに、オンライン学習の実施など、早い段階で感染拡大の阻止を検討する。校庭の利用など子どもの居場所としての役割も踏まえ対策を講じる。

3 市の実施体制の確保

- (1) 市は、感染予防や感染症拡大防止対策、市民生活のセーフティネットとなる支援など、状況に応じて対応方針の策定を行い、状況の変化を踏まえて、必要とされる多様な事業等について、迅速かつ柔軟に対応を行う。
- (2) 国が緊急事態宣言を行った場合など、必要に応じて対策本部を設置し、推進体制の強化を図る。
- (3) 医師会や感染症アドバイザーなど専門家の助言を得ながら対策を推進する。
- (4) 発生当初は医療機関も含め情報が少ないことから、市民からの問い合わせに対応するため、窓口を一本化するなど、情報の集約に努める。
- (5) 円滑な検査体制を確保するため、医師会等と協議し、市のPCRセンター設置について検討・調整を行う。

第3節 対応期

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護することが重要である。

また、まん延防止対策としては、以下のようなものがある。感染症の特徴や病原体の性情（病原性、感染性、薬剤感受性等）、変異の状況、市内の感染状況、医療提供体制への負荷の状況に応じた、適切なまん延防止対策を講ずる。なお、まん延防止対策を講ずるに際しては、市民生活及び地域経済への影響も

十分考慮する。

市は、特措法に基づく国や都の自粛要請等に応じて、市民に的確に情報を伝えるとともに、必要に応じ、その徹底を要請する。

感染症が長期化する場合は、ウイルスの性質に合わせて感染対策も見直されるため、感染状況や国・都の方針に応じて都度対応の見直しを行うことも重要であり、最新の情報をわかりやすく市民に周知するなど工夫を行う。国や都の広域の方針に準じた対応を図りつつ、市の対応方針に基づきながら、これまでの対応を踏まえ、リスク評価を実施しながら取り組む。

1 まん延防止対策の内容

(1) 個人対策（基本的な感染対策）

ア 換気、マスクの着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染防止対策を徹底することを強く推奨するほか、時差出勤、在宅勤務、テレワークやオンライン会議等の活用の取組を推奨する。

イ 症例定義に該当する有症状者等に対しては、早期に医療機関を受診するよう周知する。

ウ 新型インフルエンザ等の発生後、都が不要不急の外出自粛要請を行った場合について、市は市民に対し、協力の呼びかけを行う。

2 市施設の休館、事業やイベントの中止

(1) 都が緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請を行ったとき、市は、市施設の使用を一時的に制限し、広く地域等にイベントや催物の開催延期等について協力を呼びかけるとともに、市が主催するイベント、催物等については中止する。

(2) 市民等へ協力を求める際は、混乱を避けるためにもできる限り事前の周知を行うとともに、速やかな情報提供に努める。

(3) 保健所や北多摩南部医療圏を構成する6市（武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市）による地域保健連絡会等を活用し、必要に応じてオンライン会議を開催するなどして情報共有・対応の検討を行うほか、広域的な連携体制の確保を行う。

3 事業所対応

(1) 学校、保育園等における対応

ア 市は、国・都・保健所からの情報を適切に周知し、国のガイドライン

等に基づき感染防止対策を行うほか、国の要請に基づき、臨時休校等の検討・対応を行う。また、状況に応じて分散登校や行事の見直しを行うなど、市教育委員会や各学校、保育園など関係各所と連携しながら対応調整を行う。

イ 児童・生徒の学びを保障するとともに、心身の状況を把握し、心のケアに配慮した対応を行う。

ウ 感染拡大の状況等に応じて、消毒液など必要な物資を配布する体制を構築する。

エ メール配信システムを活用した保護者への連絡、学校においては学習用タブレット端末を活用してオンライン授業等を実施するなど、感染症拡大の状況を踏まえながら、必要に応じてデジタル技術の活用を推進する。

(2) 高齢者施設及び障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

ア 市は、国や都からの情報を適切に周知するほか、利用者及び施設職員等の感染予防策の励行等の健康管理、当該感染症の病状がある者の出勤制限や施設利用制限、受診勧奨等の感染拡大防止策を、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じ、政府の基本的対処方針や都からの要請等に基づき実施する。

イ 国や都と連携し、社会福祉施設等にマスクなどの必要物資を配布するなど、必要とされる物資を的確に把握し、施設が継続して事業運営ができるよう支援を行う。

(3) 医療機関等との連携

ア 感染症の拡大状況やそれに応じた対応など、逐次情報共有を図り、対応を行う。

イ 感染拡大初期の段階で、病床の確保等について協議を行い、地域の医療体制の確保を図る。

また、都と調整を行い、医療体制の確保を図るとともに、感染症による医療崩壊を防ぎ、市内における感染症等の患者の受入れと体制の充実を図る。

ウ 保健所、病院及び医師会等と協議し、検査体制や患者の受け入れ体制、入院等に関する調整を行う。

第4章 ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による市民生活及び地域経済への影響を最小限にとどめることにつながる。

そのため、市は、新型インフルエンザ等に対応したワクチンの接種を可能な限り速やかに実施ができるよう、あらかじめ必要な資材やワクチンの供給体制等について検討を行うとともに、医師会及び一般社団法人三鷹市薬剤師会（以下、「薬剤師会」という）等関係団体とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

令和2(2020)～5(2023)年の市の主な対応及び取組

- ・三鷹市新型コロナウイルスワクチン接種実施本部設置(R3.1)による接種体制の整備
- ・新型コロナウイルスワクチンに係るコールセンター（相談・接種予約受付）設置(R3.3)
- ・市内コミュニティ・センター、元気創造プラザ、ネットワーク大学及び杏林大学アリーナ等における集団接種の実施
- ・市内高齢者施設等における施設接種の実施
- ・接種会場における救急患者の受入について、杏林大学医学部付属病院と協定を締結
- ・ワクチンの確保等、広報・相談体制の整備、健康被害救済に関する対応を実施

第1節 準備期

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンの接種が速やかに行えるよう、平時から着実に準備を進める。

また、ワクチンの接種体制について、円滑な接種を実現するため、国及び都のほか、医師会及び薬剤師会等の関係団体とともに、必要な準備を行う。

1 実施体制等の検討

新型コロナに係る特例臨時接種の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチン接種を実施するための必要となる組織及び人員体制についての検討を行う。

2 ワクチンの接種に必要な資材

市は、表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確

認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表1 予防接種に必要となる資材の例（※初動期と同じ）

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト <input type="checkbox"/> 防護服・ガウン
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン・モニター <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等 <input type="checkbox"/> パーテーション <input type="checkbox"/> 簡易ベッド

3 ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

なお、市がワクチンを保管し、各医療機関へ配送を行う可能性があることからワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫の設置場所や設備等の状態を定期的に確認し、必要に応じて施設管理者と調整を行うなど、速やかにワクチンの供給が受

けられるよう平時から準備を行う。また、ワクチンを各医療機関へ配送する方法等についてもあらかじめ想定をしておく。

4 接種体制の構築

(1) 接種体制

市は、医師会及び薬剤師会等の関係団体と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練等を平時から行う。

(2) 特定接種

ア 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、市を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑かつ速やかに行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。

なお、登録事業者のうち医療の提供の業務及び市民生活・地域経済の安定に寄与する業務を行う事業者等については、接種体制の構築が特定接種の登録要件となっていることから、登録事業者自ら接種体制を整えることとなるが、接種体制の構築が困難な場合には、市は、必要に応じた支援を行う。

イ 市は、特定接種の対象となり得る地方公務員を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

(3) 住民接種

平時から以下アからウまでのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

なお、実際の予防接種等の実施に当たっては、より具体的な想定及び検討が必要となることから、本計画を補完するものとして新型コロナに係る特例臨時接種の経験等を踏まえ、住民接種の実施に係る計画を別途策定する。

ア 市は、国等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

(ア) 市は、住民接種については、国及び都の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、接種に必要な資源等を明確にした上で、医師会等関係団体と連携しながら接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練等を平時から行う。なお、ワクチン接種の実施に向け

て検討すべき事項は、次のとおり。

- a 接種対象者数
- b 市の人員体制の確保
- c 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- d 接種場所の確保（医療機関、保健センター、学校等）及び運営方法の策定
- e 接種に必要な資材等の確保
- f 国、都及び市区町村間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- g 接種に関する市民への周知方法の策定

(イ) 市は、平時から医療従事者や高齢者施設等の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。

また、高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市内の関係部署又は都の介護保険部局、障害保健福祉部局及び衛生部局等と連携し、これらの者への接種体制を検討する。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者 ※	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・ 中学生・ 高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- (ウ) 市は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種または個別接種）や会場の数、開設時間の設定等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要となることから、市は、医師会等関係団体の協力の下、接種体制の構築を図る。
- (エ) 市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管については室温や遮光など適切な状況を維持できるように配慮する。なお、医師、看護師及び薬剤師等の配置については市が直接運営する方式のほか、医師会等と委託契約を締結し、当該地域の医師会等が運営を行うことも検討する。
- イ 市は、円滑な接種の実施のため、国が構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、住所地外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。
- ウ 市は、速やかに接種できるよう、医師会等関係団体の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

5 情報提供・共有

(1) 市民への対応

市は、平時から予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、国や都が発信する情報を適切に発信するなど、市民に対して日頃から予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行う。

(2) 市における対応

市は、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携を行い、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行う。

(3) 庁内関係部署との連携

健康推進課は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び庁内関係部署との全庁的な連携及び協力が重要であり、その強化に努める。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、健康推進課は市教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 11 条に規定する就学時の健康診断及び第 13 条第 1 項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を市教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める必要がある。

6 DXの推進

- (1) 市は、市が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。
- (2) 市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。
- (3) 市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

第 2 節 初動期

準備期に計画した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集するとともに、接種体制を構築し、速やかな予防接種へとつなげる。

1 実施体制の構築

市は、新型インフルエンザ等に対応したワクチンの接種を実施するための組織及び人員体制について必要が生じた場合は速やかに構築する。

2 接種体制

(1) 接種体制の構築

市は、医師会等関係団体等と連携し、接種会場や接種に携わる医療従事

者等の確保等、接種体制の構築を行う。

(2) ワクチンの接種に必要な資材

市は、第4章第1節項番2において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

3 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、都及び市は、三師会等関係団体の協力を得て、その確保を図る。

また、市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

4 住民接種

(1) 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

(2) 接種の準備に当たっては、健康推進課の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。

(3) 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも都及び市内の関係部署が連携しながら必要な調整を行う。

なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

(4) 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は医師会等関係団体等の協力を得て、その確保を図る。

(5) 市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、医師会、近隣自治体、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健センター、コミュニティ・センター、学校な

ど公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。

また、都においては、都内各自治体の接種の負担を軽減するため、大規模接種会場を設けることも考えられる。

(6) 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、都の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。

(7) 市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。

なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。

(8) 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定すること。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと（接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。）、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当することなどが考えられる。

(9) 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療を行うための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ医師会等関係団体等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。

また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、都、医師会及び消防機関等の関係団体との協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の医療機関等を選

定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て市が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。また、市が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品としては、以下のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。

表3 接種会場において必要となる資材の例（準備期と同じ）

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト <input type="checkbox"/> 防護服・ガウン
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン・モニター <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等 <input type="checkbox"/> パーテーション <input type="checkbox"/> 簡易ベッド

(10) 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを

設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守し、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について相談しながら対応に当たる。

- (11) 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

第3節 対応期

市は初動期に構築した接種体制に基づき、ワクチンの接種を行う。

また、実際のワクチン供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の調整を行い、対象者への接種が市内全体で速やかに進むよう取り組む。さらに、ワクチンを接種したことによる副反応等についても適切な情報収集・提供を行うとともに、健康被害が発生した場合に備え、救済制度の周知に努める。

1 ワクチンや必要な資材の供給

- (1) 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、予防接種（ワクチン）に関するガイドライン第3章（令和6年8月30日付けで内閣感染症危機管理統括庁が公表したものをいい、その後の改訂を含む。）を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- (2) 市は、国からの要請を受けて、ワクチンについて、各市区町村に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。
- (3) 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、都を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。
- (4) 市は、国からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製

品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、都を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。

2 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

(1) 特定接種

ア 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに市民生活及び地域経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

(2) 住民接種

ア 予防接種体制の構築

(ア) 市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

(イ) 市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。

(ウ) 市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。

(エ) 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により接種会場における感染対策を図る。

また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

(オ) 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。

ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。

(カ) 市は、高齢者支援施設、障がい者施設等の社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係各

課や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

イ 接種に関する情報提供・共有

- (ア) 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、市の接種に関する情報の提供及び共有を行う。
- (イ) 市が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。
- (ウ) 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、市ホームページやSNS等を活用して周知することとする。

なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、広報紙への掲載等、紙での周知を実施する。

ウ 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。

また、高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市内の関係各課や医師会等関係団体と連携し、接種体制を確保する。

エ 接種記録の管理

国、都及び市は、地方自治体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3 健康被害救済

- (1) 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。
- (2) 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市区町村とする。
- (3) 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者一人ひとりの状況に合わせて、適切な医療機関や国及び都等により指定された専門の相談窓口等

につなぐなど、きめ細やかな相談対応を丁寧かつ適切に行う。

4 情報提供・共有

(1) 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。

(2) 市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。

(3) パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

(4) 特定接種に係る対応

市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、市民等に対し接種に必要な情報を提供する。

(5) 住民接種に係る対応

ア 市は、実施主体として、市民からの基本的な相談に応じる。

イ 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。

(ア) 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。

(イ) ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。

(ウ) ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。

(エ) 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。

ウ これらを踏まえ、広報に当たっては、市は、次のような点に留意する。

(ア) 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。

(イ) ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。

(ウ) 接種の時期、方法など、市民一人ひとりがどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝える。

第5章 保健

感染症有事において、市内の各地域の実情に応じて効果的な対策を実施することで、市民の生命と健康を保護する。その中で、保健所は、地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる存在であることから、市は、保健所が収集・分析した情報の提供を受け、各種感染症対策を連携して実施する必要がある。

第1節 準備期

市は、感染症危機発生時に備え、都が実施する研修や訓練に参加するとともに、必要に応じて市が訓練を行うなど、国や都、公衆衛生等に関する動向を注視し、必要となる準備を行う。

1 関係職員に対する研修等

市は、感染症危機に対応する迅速かつ適切に危機管理を行うことができる人財を育成するため、感染症対策に必要となる知識を身に着けるとともに、保健所の感染予防の防護服等の着脱訓練や新興感染症発生時対応訓練等に参加するなど、感染症危機への対応能力の向上を図る。

2 情報共有

市は、保健所を有しない自治体として、平時から感染症対策に関する情報を保健所等と共有する。また、人事交流等を通じて、保健所と市の役割分担や協力体制について理解を深め、相互に密接に連携して感染症対応の検討を行う。

3 市民等への情報提供

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなることなど、正確な知識等が市民等に適切に伝わるよう留意しながら、市の広報媒体等を活用して、感染症予防に関する基礎的な情報について周知を行う。

4 要配慮者の把握及び支援内容の検討

市は、都や市内の関係部署等と連携して、新型インフルエンザ等の流行により、医療的配慮が必要な高齢者、障がい者等の要配慮者等の把握に努め、発生

後速やかに必要な支援ができるように、必要な支援内容及び協力者への依頼内容を検討する。

第2節 初動期

初動期は市民等が不安を感じる時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。そのため、感染症の発生状況や流行状況に留意しながら、保健活動に向けた準備を行う。

1 感染症の流行に備えた準備

市は、感染症の流行状況を見極めながら、保健所とも連携し保健師等必要な人財の確保や受援体制の構築を行う。

2 市民等への情報提供

市は、国や都の情報を注視し、国等が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民への周知を行うなど、市民に対して速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、SNS等様々な方法を活用し、市民等へ感染予防に向けた情報提供を行う。また、情報提供にあっては、市民等の不安を煽るようなデマに留意し、可能な限り双方向のコミュニケーションを行いながら周知を行う。

3 市内での感染症発生時の対応

市内で感染症が発生した場合には、都の求めに応じ、都が行う疫学調査等に協力する。

第3節 対応期

新型インフルエンザ等の発生時には、都や保健所、医師会等地域の関係団体と情報共有を図り、連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が求められる。

1 主な対応業務の実施

(1) 相談対応

市は、市民からの相談に対応するため、相談機能体制を強化する。相談において、感染したおそれのある者については、症状の程度や基礎疾患等の重

症化リスク等を踏まえて、必要に応じて発熱外来などの医療機関への受診につなげる。

(2) 健康観察及び生活支援

ア 市は、都が実施する健康観察に協力する。

イ 市は、都から新型インフルエンザ等の患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、都が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要な物品等の支給に協力する。

また、必要に応じて市独自の対策として必要なサービス又はパルスオキシメーター等の物品、食料品や日用品の配付などを行う。

(3) 都が行う検査・サーベイランス等への協力

市は、都や保健所から検査やサーベイランス等の協力要請があった場合は協力を行う。

(4) 要配慮者等の支援

市は、新型インフルエンザ等により患し入院、宿泊療養、自宅療養をする患者の同居者や家族に要配慮者等がいる場合には、庁内の関係部署等と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への搬送）を行う。

第6章 物資

新型インフルエンザ等が発生した際に、医療提供や検査、患者搬送を安全かつ円滑に行うためには、感染症対策物資の確保が不可欠となる。物資が不足すると、医療や検査等の実施が滞り、市民の生命や健康に重大な影響を及ぼすおそれがある。そのため市は、平時から備蓄の推進や必要な準備を行い、有事には需給状況の確認を行いながら市の備蓄からの供出などを適切に実施する。こうした取り組みにより、感染症拡大時の医療体制維持と市民の安全確保を図る。

令和2(2020)～5(2023)年の市の主な対応及び取組
<ul style="list-style-type: none">・ 感染予防物資の高齢者施設・障がい者施設等の社会福祉施設等への配付・ 各種事業・イベントでの備蓄品の活用、医療救護所等の感染症予防用備蓄品の補充・ 社会福祉施設等事業者用の防護服等の調達

第1節 準備期

感染症対策物資等は、新型インフルエンザ等の発生時に、医療提供体制を確保し、患者搬送等の業務を安全に実施するため欠かせないものであり、備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことで、新型インフルエンザ等の流行時に必要となる感染症対策物資等が確保できるようにする。

1 感染症対策物資等の備蓄等

- (1) 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資及び薬品等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねる。

- (2) 新型インフルエンザ等の新たな感染症の発生の際には、急激な需要拡大や買い占め等による入手困難となる事態も想定できることから、平時より市民へ感染症予防に関する物資の備蓄に関する啓発を行う。

第2節 初動期

感染症対策物資等の不足することで、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、市は、有事に必要な感染症対策物資等の確保を行う。

1 感染症対策物資等の備蓄等の確認

- (1) 市は、医師会等から情報収集を行い、市内医療機関等における感染症対策物資等の備蓄・配備状況等の把握に努めることとし、個人防具等が不足するおそれのある場合には、都からの供出状況を確認したうえで市が備蓄する感染症対策物資等の供出の準備等を行う。
- (2) 市は、保育園や高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等に対し、感染症対策物資等の支援が必要かを確認、必要に応じて配布・供出を検討するなど、感染症発生の早期の段階から検討を行うとともに追加的な備蓄を行う。

第3節 対応期

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞らないよう、感染症対策物資等の需給状況を確認し、市は医師会や医療機関と連携を図り、不足する物資の状況を把握するとともに、必要に応じて市の備蓄からの供出等の支援を行う。

1 不足物資の供給等適正化

市は、都が実施する感染症対策物資等の供出及びその他の状況等を注視し、各関係機関に対し必要に応じて市が備蓄する感染症対策物資の供出等を行う。

第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止のための措置により市民生活や地域経済に大きな影響が生じる可能性がある。市は、平時から必要な準備を進めるとともに、市民や事業者等に対して情報提供や感染予防策の周知を行う。発生時には、換気やマスク着用、時差出勤など基本的な予防策の徹底を呼び掛け、事業者等には従業員の健康管理や職場での感染防止策を要請する。また、国や都の対応、緊急事態宣言時の施設利用制限などの情報を迅速に共有し、協力を求める。さらに、感染防止措置による生活や経済への影響を緩和するため、必要な支援や対策を講じ、市民生活と地域経済の安定を確保する体制を整備する。

令和2(2020)～5(2023)年の市の主な対応及び取組

- ・ごみ収集に係る事業継続の支援
- ・市税等の猶予、各種給付金等による市民生活のセーフティネットとなる支援
- ・中小企業等の経営継続に向けた支援
- ・宅配サービス事業の実施

第1節 準備期

1 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、所管する業界団体等の関係機関との連携や庁内関係部署間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

2 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、相談窓口を設置するなど、支援体制を構築する。また、手続きに当たっては、DXを推進し、利用者がアクセスしやすいよう適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

3 物資及び資材の備蓄

(1) 第6章第1節（「物資」における準備期）1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第 49 条第 1 項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることとし、感染症にも対応した備蓄品の整備及び更新を行う。

(2) 市は、市民や事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを平時から啓発を行う。

4 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、都と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を検討する。

5 火葬体制の整備

市は、都の火葬体制を踏まえ、火葬の適切な実施が可能となるように調整を行う。

6 その他必要な体制の整備

市は、国や都並びに廃棄物処理業者と連携し、新型インフルエンザ等の発生時においても廃棄物を適切に処理できるよう、適宜、情報共有を図るとともに、調整を行う。

第 2 節 初動期

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、市民等に事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、市民や事業者に対し、手洗い、マスク着用等の咳エチケットなどの感染予防対策の周知や健康管理・医療機関への受診の勧奨を行い、感染予防策の徹底と呼び掛ける。そのほか、国が緊急事態宣言をした場合には、施設の使用や催物の制限があり得ることについて事前に周知するなど速やかに対応を行い、市民生活及び地域経済の安定を確保する。

1 市民生活への配慮

(1) 市は、行政手続上の申請について、対面での機会を減らすなど検討し、国や都の施策を注視し、必要な対応を準備する。

- (2) 市は、国や都からの情報のもとに、市が管理する施設での感染対策の段階的な実施・準備を行い、施設の利用縮小・休止の検討及び市が実施するイベントでの感染対策の段階的な実施・準備やイベントの中止・延期等の検討を行う。
- (3) 市は、都の依頼を受けて高齢者や障がい者等の要配慮者への支援について準備を行う。
- (4) 市は、都の依頼を受けて平常時のごみ処理の維持が困難になる場合に備えた準備を行う。

2 事業継続に向けた準備等

- (1) 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国や都からの情報を基に、必要に応じて事業者等へ感染拡大防止に必要な対策等を準備するよう要請する。
- (2) 市は、事業者への支援として、経営相談窓口の設置を検討する。

3 遺体の火葬・安置

市は、都を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3節 対応期

準備期での対応を基に、市民生活及び地域経済の安定を確保するための取組を全庁的に連携して行う。また、新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、市民への必要な支援と対策を行うことにより、市民生活及び地域経済の安定の確保に努める。

1 市民生活の安定の確保を対象とした対応

(1) 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

(2) 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

(3) 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

(4) 市民生活のセーフティネットとなる支援

国による給付金などの支援制度を市民に周知し、迅速かつ着実に適切に対応を行うほか、市独自の市民の生活支援を検討する。

(5) 生活関連物資等の価格の安定等

ア 市は、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。

イ 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

ウ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

エ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は地域経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

(6) 埋葬・火葬の特例等

ア 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。

イ 市は、都を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

ウ あわせて市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。

エ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、都から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

オ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市区町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは、埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

(1) 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

また、中小企業等の経営継続に向けて経営相談窓口の設置等について関係機関とも連携を図りながら検討を行う。

(2) 市民生活及び地域経済の安定に関する措置

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、社会インフラ等が安定的かつ適切に供給されるための必要な措置を講ずる。

(3) 市独自の支援

国の制度に基づき実施する支援事業については、迅速かつ着実に実施し、状況に応じて市独自の支援の実施について検討を行い、地域経済の活性化とともに、国及び都の事業の補完的な役割を担い、市民生活の支援を検討する。

**新興感染症等の拡大を防ぎ、
安心して暮らせるまちを守るために
～三鷹市新興感染症等対策行動計画～(仮称)**

【2026（令和8）年7月】

編集 三鷹市 健康福祉部 健康推進課

所在地 〒181-0004

東京都三鷹市新川六丁目 37 番 1 号

三鷹中央防災公園・元気創造プラザ 2 階

TEL 0422-24-7145

E-mail kenkou@city.mitaka.lg.jp

ホームページ <https://www.city.mitaka.lg.jp/>